

令和8年度「リフレッシュ瀬戸内」実施要領

1. 実施期間

①実施期間

令和8年6月1日～7月31日、令和8年9月1日～10月31日

※上記実施期間にかかわらず、会員が実施する海岸清掃活動は「リフレッシュ瀬戸内」として実施することができる。

2. 場所の選定

各自治体で1箇所以上選定する。

海岸等で取り組めない自治体は、都合の良い場所を選定する。

3. 協賛の呼びかけ

協賛を依頼できる団体（民間企業含む）があれば呼びかけを行う。また、他団体と共同で実施する場合は、活動名（リフレッシュ瀬戸内）及び協議会名をアピールできるよう配慮する。

4. 当活動のPR

各自治体で以下のようなPRをお願いする。

①プレスへのPR

プレス発表に必要な協議会の活動概要、取り組み全体の参加人数、実施箇所数の資料については、担当事務局より各府県担当者へ連絡する。

②キャッチフレーズの活用

「受け継ごう きれいで豊かな瀬戸の海」をPR活動で積極的に活用。

③広報誌等によるPR

各自治体の広報誌、ホームページ等に掲載。

5. 清掃・処理方法と費用

①清掃・処理方法は各自治体で検討

②清掃・処理費用は各自治体で負担

③ゴミ袋は各自治体で対応

6. 全体・ブロック拠点地の取り組みについて

①全体・ブロック拠点地は、全体・ブロック内のPRの場としての活動を行う。

(例示) ・広報、挨拶において、全体およびブロックの取り組みも併せて紹介。

・HPへの掲載やチラシ作成の際に、Webサイト「海之路」のバナーやQRコードを付す等、瀬戸内・海之路ネットワーク推進協議会の活動の一環であることが分かるようにする。

②全体・各ブロック拠点地へは、協議会より補助金を次のとおり交付する。

・補助金額：全体拠点地は限度額8万円、その他の拠点地は限度額5万円

・補助対象：広報・PR関係費用、飲料水の購入費用（会員に対して説明できる用途）

(例示) ・ポスターの印刷

・ノベルティの配布（環境啓発グッズなど）

・水やスポーツドリンク等の購入費用

・補助金について、費用の内訳を提出しなければならない。提出された費用の内訳について審査したうえで、各費用について限度額の範囲内で補助する。③プレス発表については、整備局の各事務所及び府県と調整を行い、投込みを実施する。

④清掃実施後に実施状況や広報・PRの実施内容等を写真や文章などで取りまとめた『リフレッシュ瀬戸内実施状況レポート』をすみやかに事務局に電子データ（word形式等）を提出する。

⑤全体拠点地については、「リフレッシュ瀬戸内」のより効果的な宣伝活動として、環境関連行事等との連携活動を実施する場合は、費用の全部もしくは一部を協議会から支援し、活動を助成する（限度額10万円）。その場合、リフレッシュ瀬戸内および環境関連行事等にかかる費用の内訳を提出しなければならない。提出された費用の内訳について審査したうえで、各費用について限度額の範囲内で補助する。※全体拠点地にて実施しない場合は、他のリフレッシュ瀬戸内実施地でもよい。複数希望がある場合は抽選とする。

連携活動を実施する場合は、事前に申請すること。実施後は速やかに報告書を提出すること。請求は報告書提出後請求書にて行う。

(例示) ・稚魚・稚貝の放流（稚魚購入費等）

・自然観察会・環境勉強会（講師謝礼・環境系学生交通費等）

・環境テーマのパフォーマンス（謝礼等）

※全体拠点地およびブロック拠点地が荒天等やむを得ずリフレッシュ瀬戸内の実施を中止する場合で、協議会の補助で取得した残存物（飲料等）がある場合は、リフレッシュ瀬戸内の広報に活用。

(例示) ・海岸での地域活動の際に、海岸美化の呼びかけと共に配付する。

・府県ブロック内の他会員に譲渡し、他海岸の清掃時に配付する。など

7. 協議会HPの活用

協議会 HP を活用し、最新の取組み予定やブロック拠点地の活動報告を HP にアップするために、以下の情報を随時事務局に提出していただくようお願いいたします。

- ・実施が予定日であり、後に確定するものについては確定日
- ・雨天等による延期になったものについては延期後の実施日
- ・『リフレッシュ瀬戸内実施状況レポート』（再掲）

今後の PR などに実施状況の写真を使用しますので、必ず写真は添付して下さい。

（特に活用させて頂きたい写真については、後日、オリジナルサイズの画像データの提供をお願いする場合があります。）